

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（370））

2. 日時：令和2年12月16日 10時30分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、建部主任安全審査官、照井安全審査官、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

山本執行役員 電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他10名※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち第43条重大事故等対処設備、重大事故等対策における共通事項等について、令和2年12月14日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【保管場所及びアクセスルート】

- 土石流発生時の海水注水切替え等の判断について、土石流が構内のいずれかで発生した場合に一律で切替えるのか、土石流発生区域ごとに切替えを判断するのかを明確にして説明すること。
- 土石流発生の確認に用いる監視カメラについて、設置位置・視野範囲を説明すること。
- 土石流の発生確認後に海水注水切替えの判断を行うことによる注水作業時間への影響、作業の時間的な成立性を説明すること。
- 海水注水切替え判断に用いる監視カメラによる確認及び現場作業員による目視確認について、監視カメラの信頼性を含めて、土石流危険区域に対する監視範囲、監視方法を明確に説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし